本號十面　（明治廿五年三月十一日遞信省認可）　明治二十六年十二月十九日　第三千八百四十二號　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

明治廿六年十二月十九日火曜日
舊曆癸巳十一月十二日（庚、寅）
日　出午前六時四十七分　入午後四時二十九分
月　出午後一時八分　入午前一時五十一分
滿潮　午前十時三十六分　午後一時八分
（西曆一千八百九十三年）
年始より三百五十三日
年末まで十二日

歲首歲末の時事新報

來る二十七年一月一日は月曜日に當り新報休刊の例日なれども年頭早々の休刊は公衆の不便なるを以て本社は休刊を四日に延べ一日二日三日の三日共發刊す

廣告申込の締切期限

來る三十一日より一月二日迄の紙上は例年廣告掲載の依賴頗る多く且つ此三日間は本社臨時に紙數を增刊するを以て印刷上の都合により廣告申込の期日を左の如く定む此期日を後れて申込まれたる廣告は依賴に應ずる能はざる事あるべし

三十一日の紙面に掲ぐる廣告　來る二十九日限り
一日の紙面に掲ぐる廣告　同
二日の紙面に掲ぐる廣告　來る三十一日限り

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に揭ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊せズ）

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一	日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津、	一箇月	金拾三錢
二	南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國	一箇月	金六拾錢
三	北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋	一箇月	金三拾錢
四	香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲	一箇月	金六拾五錢
五	露領浦潮斯德、淸國諸港	一箇月	金三拾五錢

時事新報廣告料（改定）

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき旨に付廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡するより各社同一の記事を掲ぐること尠からず時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯る類の通信社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と思ひ居る方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを願ふ

時事新報社に寄せたる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

議會の始末如何

頃日或は國會解散の說を傳ふるものあり事宜に據りては解散も亦止む可らずと雖も議會今日までの有樣を以て見るに解散の必要は何れに在るや我輩の知らざる所なり抑も現政府は最初より民意を迎ふるの策を取りて自家の本領を顧みず行政整理の如き畢生の力を盡し行政上の不便は飽までも忍びて民黨の所謂査定案に近からんことを專一に勉めたるは事實に明なり然かのみならず議會に提出したる各議案を見るに差當り施す可き必要の事業あるにも拘はらず地價修正案の如きを第一に置きたるは只管人氣を取らんとするものに外ならず當局者の本心に於ても斯る姑息の手段を以て自から得意とするものには非ざる可し唯目下の事情止むを得ず兎に角に一時を彌縫せんとの手段にして斯くもしたらば或は民論の反對を和ぐるに足る可しとの窮策に出でたることならんと雖も窮策果して窮策にして其目的は向ふより外れて議會は劈頭第一より官紀振肅の上奏を議決し或は條約勵行案を提出するなど事の理非如何に拘はらず反對の氣焰は容易に當る可らず此有樣にて進行するときは豫算の議事に至り政府との衝突は到底免る可らずとの推測よりして扨ぞ解散の風說も生じたることならん豫算の細目も亦甚だしく千辛萬苦の對議會策は全く失敗して解散の外に術なきが如くなれども又一方より政府の利害の爲めに謀るときは必ずしも解散の必要なきが如し議會の有樣を見るに本年は如何なる行掛にや民黨聯合の相談纏らずして各黨各派の進退一ならざる其處に彼の議長不信任問題の一件よります〳〵分裂の姿を呈したる樣子なれば假令ひ政府に反對するは民黨の宗旨論なりとするも其宗派の分るゝが爲めに反對の駈引を區々にして唯一騎駈の敵なれば恐るゝに足らず唯よき加減にあしらうて漫に取合はぬまでにして彼れより大事を一時に迫るの患はなかる可し官紀振肅と云ひ條約勵行と云ひ之に取合はざれば彼等に於ても其先きの手段はある可らず又豫算の如きは或は不成立に終るやも知る可らずと雖も前年度の豫算とても相應の餘裕を存するが故に只新事業の着手を延引して萬事萬端そのまゝに差置き恰も無事の政府中に閑居と覺悟すれば格別の差支もなく又不自由もなかる可し左れば今の議會の有樣は政府の爲めには僥倖にして目前の苦痛を免れたるものなれば今後の成行に於ていよ〳〵看過す可らざるの擧動あるに於ては兎も角もなれども現在の有樣を見て早く既に解散を云々するが如きは智者の事と云ふ可らず竊に我輩の所見を以てすれば當局者の考も或は此邊に在ることならんと敢て推測するものなり政府の安心果して斯くの如くなりとすれば飽までも隱忍して成る可く解散を避くることを得策なれども只茲に掛念す可き一事は部內に於ける一派の輩の意向なり其輩は兼てより今の當局者の對議會策を手緩しとして不滿を抱くものなれば政府の覺悟いよ〳〵無事閑居に在りと見て取るときは必ず力を極めて內より反對することならん當局者の手腕よく此困難に堪へ兎にも角にもして內の折合を付くるに於ては當期の議會は不始末ながらも或は平穩に終を告ぐることならんと竊に想像する所なり然りと雖も以上記す所は都て是れ一時彌縫の手段のみにして固より永久す可きに非ず若しも元老諸氏が從前の非を悟らずして常に彌縫策に依賴し日一日を消して唯その地位にのみ粘着するが如き鄙劣の痕を現はすに於ては天下有識の人に疎はれて遂に政府革新の端を開くに至らんこと我輩の今より期する所なり

雜報

○最後の方策如何　政府の言ふ所に據れば行政の整理も經費の節減も出來得らるゝ丈の力を盡して之を行ひたりと云ふ斯く一方に整理節減を行ひたる其上に政府の爲すべき事業も成るべく之を見合せ纔かに航海業の獎勵、綿絲輸出稅の免除、實業教育補助等の二三件に止め何は扨置き多年民論の希望せる地價修正案を提出するの餘地を殘したる等政府當局者が民論の反對を受けんことを恐れ小心翼々として事に從ひたるの事實は言はずして明白なり

然るに其小心翼々たる政策も議會の滿足を得る能はず衆院豫算委員の如きは豫算案に對し更に三百五十餘萬圓の削減を加へんとする其一方に於ては第四議會の公約を質に取り我々の政府に望む所のものは必しも經費の節減にあらず行政の整理にして眞に根本的の整理を行ひたるものならんには之が爲めに多少の經費を增すも可なるに然るに其所謂整理なるものを見るに一として滿足なるものなしとて豫算案の根原に溯りて之を攻擊せんとする者あり此勢を以て進むときは政府と議會とに大衝突の起るべきは火を觀るよりも明かにして第四議會以來經營に經營を重ね苦心に苦心を積み是ならば或は以て當議會を無事に經過し豫算案も幸にして成立するを得べしと思ひたる政策も終に或は水泡に屬するの虞なしとせず

事若し茲に到らば政府當局者は如何なる處置を爲すべきか是目下の一疑問なれども近日來の紙上に每度記したる如く豫算の不成立に甘んずるに非らざれば解散か辭職かの外なけれど或は從來の行懸上或は今後の成行上すべて非なるを免かれず左すれば政府に取りては此際何等の方策もなしと云ふこそ寧ろ適當の感想なれ左ればこそ山縣伯の歸京をも促がしたるなれ伯の意見現內閣と一致せざるは今に始めぬことなれども共に國家の重きを以て任ずる元老政治家なれば其話の仕樣に依りては案外にも之が機けを得て現內閣の活路を見出すことなしとも限らず是則ち恐くは目下伊藤伯等の希望する所ならんなれども從來の方針を寸毫も變ずる所なくして伯と圓滑なる相談を爲さんとするは是差し到底行はれ難きことなる可し

多智多才を以て聞えたる現內閣は此時に當り如何なる方策に出づべきか豫じめ之を知るに由なしと雖も計窮り策竭きたりとて萬事を拋擲するは智者の事にあらざれば此場合に處しても亦必ず相當の策を運らすことなる可し今試みに其策の如何を擬するに或は從來の消極

主義をガラリと變じ假令
る迄も今迄の方針と多少
日迄民意を容るゝことは
れども民論の歸さき彼の
る歲計豫算すらも成立せ
政府は直に其所信を行ひ
方針に向はざるを待ず抱
の長久を計らんとするに
も盛んにせざる可らず凡
するには政府の爲すべき
强て消極の方針を取りた
國家の事業一として擧
を計り然る後徐々と百般
らざりしなり政府の所信
くならず施設却て仇と爲
れども左りとて國家は國
べきに非らず　苟も其
所信の實行に着手せんと
新生面を開くことなし
但し此策を實行すると
武斷派と其歸を同ふす
可しと雖も苟も伊藤內閣
場合に位置を保たんと
る可し知らず文治派の
の意あるや否やと政界の
する者もありと云ふ

○ニカラガ運河の
事は資本不足の爲め中
八月三十日の合衆國巡
手に渡りしが其後株主
般に資本を募集するの
んと目下計畫最中なり

○英蘭銀行の大損
は二十年間勤續して老
告によりて辭職し
れり何故となれば
て取調べ來りしに近頃
るものありて從つて損毛
月上旬の頃より重役
と欲し追々取調ぶれば
たる諸會社へ不正の貸
數なる損毛の高は未だ
百萬弗若くは三百萬弗

○支那出稼人の保
まりして從來人民の海
新嘉坡に滯在したり越へて
り此禁令は自然に消滅
して海外へ移住し多少
の念なく其黨派人士も
國家富力の消長に關す
開國公使[illegible]氏は深
上奏したるよし

○伊國の日本語學
館へ日本語學校を設立
內に日本語學校のあり
（日本語文法書を編述